

教科用図書検定調査審議会総会（平成28年9月8日）配布資料

教科書検定の改善について（審議要請）

教科書検定制度の改善に関し、次の3点について、教科用図書検定調査審議会に対し審議要請。

- (1) 次期学習指導要領の実施に対応した教科書の改善方策について
- (2) デジタル教科書の導入の検討に関連した教科書の改善方策について
- (3) 教科書検定手続の改善方策について

1. 趣旨

将来の変化を予測することが困難な時代を生き抜くために必要な力を児童生徒に育むため、次期学習指導要領に対応し、併せてデジタル教科書の導入の検討に関連した対応を行う教科用図書検定基準の見直しなど教科書の改善に向けた方策について検討を行う。

また、教科書検定手続の改善方策について検討を行う。

2. 検討事項（例）

○ 次期学習指導要領に対応した教科用図書検定基準の改正

- ・ 育成を目指す資質・能力に基づく指導内容の見直しに対応し、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点に立った学びの過程の質的改善を実現するための教科書記述
- ・ 教科・科目の新設・改編等への対応

○ デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準の改正

- ・ URLやQRコード等の取扱い

○ 検定手続の改善のための教科用図書検定規則の改正

- ・ 誤記誤植など欠陥を減少させるための訂正申請手続の在り方
- ・ 検定申請者の在り方

教科書検定の改善に関する検討課題（抜粋）

デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準の改正

本年6月の「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議中間まとめ（以下「デジタル教科書会議中間まとめ」という。）において、デジタル教科書についての考え方が提言されているところ。これを踏まえ、デジタル教科書及び関連する課題と教科書検定の関係について、検討する必要がある。

○ URLやQRコード等の取扱い 等

<現状>

- ・ 現行の検定基準では、URLやQRコードに関して、検定基準上で明確な取扱いは定められていない。学習上参照させるウェブサイトを「各教科共通の条件」における「引用」と解して、各教科の特質に応じ、当該コンテンツの内容を可能な範囲で調査する運用が行われてきている。
- ・ 参照先が「各教科共通の条件」の「特定の営利企業、商品などの宣伝」に該当すると判断されるケースもある。

義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成21年文部科学省告示第33号)

第2章 各教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

（特定の企業、個人、団体の扱い）

（7）図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。

（引用資料）

（9）引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

高等学校教科用図書検定基準(平成21年文部科学省告示第166号)

第3章 各教科固有の条件

[外国語科]

1 選択・扱い及び構成・排列

（3）外国語科の各科目において、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合は、相互に適切な関連が図られていること。

<検討課題>

- ① デジタル教科書会議中間まとめ（平成28年6月）においては、紙の教科書と同一のコンテンツであるものをデジタル教科書とした上で、
 - i) デジタル教科書については、改めて検定を経る必要はないとすることが適当、

ii) 動画や音声等は、学習効果が期待されるものの、検定を行うことが困難、かつ、必ずしも適当ではないことから、検定を要しない教材とすることが適当、と整理されているが、このような方向性で良いか。

- ② デジタル教科書会議中間まとめにおいては、今後、紙の教科書においても、動画や音声等を含めて教科書の内容と関連のあるさまざまな教材にアクセスするためのURLやQRコードを紙面に掲載される例の増加も見込まれることから、これらについての検定上の取扱いについて、次期学習指導要領の実施に併せた教科書制作に間に合うよう、教科用図書検定調査審議会での審議が求められている。

現行の検定基準においては、URLやQRコードの教科書上の取扱いについて定められておらず、事案に応じての対応となっているが、各教科における取扱いを統一するため、「各教科共通の条件」において明確化してはどうか。

その際、URLやQRコードが参照する情報自体は、教科書そのものではなく、あくまでも学習上の参考情報として供するものであることから、掲載されたURL等が明らかに不適切な情報でないことに限り審査することとしてはどうか。

また、審査対象を明確化するため、検定申請時にはURL等が参照させるウェブサイトの内容が分かる資料を紙媒体で添付して提出させることとしてはどうか。

一般のウェブサイト上の情報は、リンクが切れたり、内容物を変えることも容易という可変性を有するものであるため、その内容について発行者の責任の下で教科書への掲載がなされることが必要である。このため、教科書上に掲載するURL等は、発行者自身のサイトに限ることとしてはどうか。

- ③ デジタル教科書会議中間まとめにおいては、新学習指導要領において、外国語教育とりわけ小学校外国語科について、主たる教材である教科書に音声を加える必要が高いという意見や、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」をバランス良く習得するため、教科書がその役割を適切に果たすことができるようにするためにデジタル教科書を導入する意義が大きいという意見があった旨が言及されている。

このため、上記①のURLやQRコードに係る「各教科共通の条件」に加え、例えば、外国語の教科書の内容を音声化したものを発行者のサイトに掲載した場合についてはURL等の掲載を許容することなどについて、外国語の「各教科固有の条件」に取扱いを位置付けてはどうか。

その場合、URL等が参照する情報自体は教科書そのものでないことに留意しつつ、音声につき一定のチェックをすることをどう考えるか。また、チェックの程度にもよるが、音声に特化して確認を行う専門委員の委嘱など、検定に係る事務体制の充実を行うことが必要になるが、どう考えるか。